

「北海道後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画」の改正について

令和元年 11 月 8 日（金）
北海道後期高齢者医療広域連合

1 広域計画とは

- ・広域連合及び広域連合を組織する地方公共団体の行う事務を定めるもの。
- ・広域連合が議会の議決を経て策定することとなっている。（地方自治法第 291 条の 7）
- ・現在の計画は第 3 次（H30. 2 月議決 計画期間 H30～R5）～ 概要別紙

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

(1) 趣旨

- ・国では、令和 2 年 4 月から市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組めるよう法律を改正（R1. 5 月公布）

【背景】

- ・高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会とするためには高齢者一人ひとりに対してきめ細かな保健事業と介護予防を実施することが重要。
- ・74 歳までの保健事業と 75 歳以降の高齢者保健事業の継続が困難。
- ・高齢者保健事業と介護予防の取組主体が異なり、一体的な対応ができていない。など

(2) 後期高齢者広域連合として必要な取組

- ・市町村との連携内容について広域計画に規定
- ・市町村への事業委託のための財源確保 など

3 改正内容(素案)

- (1) 改正対照表・・・資料 2－1 のとおり
- (2) 改正素案・・・資料 2－2 のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和元年 11 月	市町村からの意見集約
12 月	パブリックコメント実施(令和元年 12 月 6 日～令和 2 年 1 月 6 日)
令和 2 年 1 月	パブリックコメント意見集約、市町村への報告、
2 月	<u>運営協議会意見聴取</u> 、第 1 回定例会審議、議決
4 月	施行

第3次広域計画（平成30～令和5年度）の概要

計画策定の目的

- 広域連合及び構成市町村が行う事務を定め、議会の議決を経て策定（地方自治法第291条の7）

計画策定の経緯

- 北海道及び市町村に対する意見照会（H29 9/19）
- 広域連合長の附属機関である運営協議会による審議（3回）（H29 8/29、11/1、1/29）
- パブリックコメント実施（H29 11/29～12/28）⇒意見5件うち意見採用2件、今後参考意見1件
- 11/24 広域連合議会議員送付、H30年第1回定例会（H30 2/23）で議決

第3次計画の概要（計画期間：平成30～令和5年度）

【高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題】～計画策定時点の評価

- 被保険者は国を上回るスピードで増加見込み（75歳以上人口 H27:768千人⇒H37:1,024千人）
- 医療費は増加（H21:6,809億円⇒H27:8,331億円、一人当たり医療費1,103千円～全国3位）
- 他県に比べ高い保険料率（H28・29年度 均等割49,809円（全国8位）、所得割（10.51%（5位））
- 平均寿命と健康寿命にかい離（H25（平均寿命）男79.87 女86.27（健康寿命）男71.11 女74.39）

【広域計画の基本的な考え方と施策】

「基本的な考え方」
広域連合は、市町村と連携し、安定的かつ円滑な制度の運営に努める

〈5つの重点施策と主な事業〉※金額は平成30年度当初予算額

1 医療費の適正化の推進

- ・ 医療費通知事業〈年2回〉…………… 115百万円
- ・ レセプト2次点検委託事業…………… 31百万円
- ・ 重複・頻回受診者等訪問指導事業…………… 5百万円
- ・ 後発医薬品利用差額通知事業〈年1回〉… 5百万円

2 保健事業の充実

- ・ 健康診査事業（市町村支援）…………… 874百万円
- ・ 歯科健康診査事業（市町村支援）…………… 105百万円
- ・ 市町村長寿・健康増進事業等補助金 …… 179百万円
- ・ 保健事業推進強化対策事業…………… 5百万円

3 安定的な事業運営の推進

- ・ 療養給付費…………… 821,285百万円
- ・ 葬祭費…………… 1,415百万円
- ・ 給付費等関連業務委託事業…………… 319百万円

4 市町村との連携強化による被保険者等の利便性の向上

- ・ 標準システム機器更改対応事業…………… 958百万円
- ・ 標準システム運用関連事業…………… 465百万円
- ・ 職員手当及び人件費等負担金…………… 294百万円
- ・ 被保険者証等一括印刷業務委託事業 …… 44百万円

5 住民への制度の周知

- ・ 広報事業（新聞折込、リーフレット、ポスター、HP運営など）…………… 24百万円